

都留市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

都留市長 日向美徳

都留市条例第18号

都留市介護保険条例の一部を改正する条例

都留市介護保険条例(平成12年都留市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。